





は、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

都道府県は、計画期間において、第九条第一

項目第一号及び第二号の目標を達成できないと認める場合又は当該都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標を著しく上回るに至る場合は、その要因などを

著しく上回ると読みの場合にはその要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、保

陰者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の開業者、努力による更なる対策等。

他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めると、

るにより、年度（次項の規定による結果の公表及び次条第三項）評価を行つて三度を余す。

及び次条第三項の評価を行った年度を除く)ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公

表するものとする。

厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定める

ところにより、全国医療費適正化計画の期間

（以下この項及び次項において「計画期間」といふ。）終了の日付を定め、

いう）の終了日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画

の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表

するものとする。  
厚生労働大臣は、十四回目から、第八卷

**第四項第一号及び第二号の目標を達成できない**

と認める場合又は国における医療に要する費用

に、当該要因の解消に向けて、保険者、後期高

齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者と協力して小豆沢付近の高齢者のための活動を行なっている。

協力して必要な対策を講ずるものとする

**第十二条** 都道府県は、厚生労働省令で定めると

ころにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了日の属する年度の翌年度において、当

該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の

調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴く

いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚

生労働省令で定めるところにより、その結果を

公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣は報告するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。

(診療報酬に係る意見の提出等)

**第十三条** 都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第二項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるよう努めなければならない。

(診療報酬の特例)

**第十四条** 厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第二項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるとときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

(資料提出の協力及び助言等)

**第十五条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項若しくは第五項の進捗状況若しくは同条第二項若しくは第六項の結果を公表し、又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行つたために必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十五条第一項若しくは第五項の規定により公表した準拠状況、同条第二項若しくは第六項の結果又は第十二条第一項若しくは第三項の評価の結果を踏まえ、保険者、後期高齢者医療広域連合又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。  
(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

**第十六条** 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「医療保険等関連情報」という)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 1 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項。
- 2 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項。
- 3 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

**第十六条の二** 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けたことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

- 1 国の他の行政機関及び地方公共団体適正化及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに  
疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研  
究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する  
研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める  
者の 医療分野の研究開発に資する分析その他の  
の厚生労働省令で定める業務（特定の商品マ  
ーク等の販売又は宣伝に利用するために行う  
ものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は  
提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連  
情報を健康保険法第百五十条の二第一項に規定  
する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百十  
八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連  
情報その他の厚生労働省令で定めるものと連続  
して利用し、又は連絡して利用することができる。  
（照合等の禁止）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医  
療保険等関連情報を提供しようとする場合に  
は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴か  
なければならぬ。

（照合等の禁止）

**第十六条の三** 前条第一項の規定により匿名医療  
保険等関連情報の提供を受け、これを利用する  
者（以下「匿名医療保険等関連情報利用者」と  
いう。）は、匿名医療保険等関連情報を取り扱  
うに当たつては、当該匿名医療保険等関連情報  
の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る  
本人を識別するために、当該医療保険等関連情  
報から削除された記述等（文書、図画若しくは  
電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的  
方式その他の人の知覚によつては認識することができ  
ない方式をいう。）で作られる記録をい  
う。）に記載され、若しくは記録され、又は音声  
動作その他の方法を用いて表された一切の事項  
をいう。）若しくは匿名医療保険等関連情報の  
作成に用いられた加工の方法に関する情報を取  
得し、又は当該匿名医療保険等関連情報を他の  
情報と照合してはならない。  
（消去）

**第十六条の四** 匿名医療保険等関連情報利用考  
者は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用  
する必要がなくなつたときは、遅延なく、当  
該匿名医療保険等関連情報を消去しなければな  
らない。

**第十六条の五** 匿名医療保険等関連情報利用考  
者は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又  
は、匿名医療保険等関連情報を利用考  
する必要がなくなつたときは、遅延なく、当  
該匿名医療保険等関連情報を消去しなければな  
らない。  
（安全管理措置）

は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

**(利用者の義務)**  
第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者は、匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、支払基金は、匿名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。（是正命令）

**(支払基金等への委託)**  
第十六条の八 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(手数料)**  
第十七条 厚生労働大臣は、第十六条第一項に規定する調査及び分析並びに第十六条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者（次条において「支払基金等」という。）に委託することは、実費を勘案して政令で定める額の手数料を

国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、支払基金等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のため特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

**第二節 特定健康診査等基本指針等**

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健

康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対する保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るために基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 第一項の規定により特定保健指導（以下「特定健康診査等」）の実施方法に関する基本的な事項

2 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(特定健康診査)**  
第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

**(他の法令に基づく健康診断との関係)**

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合、厚生労働省令で定めるところにより、前条の規定により特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

**(他の法令に基づく健康診断との関係)**

第二十二条 保険者は、加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者

2 保険者は、その加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者

3 保険者は、加入者の特定健康診査又は特定保健指導を行つた場合には、第二十七条第四項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合は又は第二十七条第四項の規定により特定保健指導若しくは特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた場合は、この限りでない。

**(特定保健指導の結果の通知)**

第二十三条 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

2 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

3 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

2 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

3 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

2 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

3 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

2 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

3 保険者は、厚生労働省令で定めるとこ

ともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この規定により特定健康診査、第二十五条第一項に規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

記録を保存しなければならない。同條の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

定期保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払った場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健診又は特定保健指導に要する費用として相当な額を支給する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健診又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに關し、別段の定めをすることができる。

**第二十七条** 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るために、加入者の資格を取得した者（国民健康保険につきは同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。次項において同じ。）があらざるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有するときは、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第二百二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項目及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健診若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者（後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定め

るところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

（実施の委託）

2 第二十八条 保険者は、特定健診等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に對し、委託する特定健診等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

**第二十九条** 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健診等を実施するに當つては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第一百十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行つた市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健診等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健診の効率的な実施のために、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

**第二十九条の二** 国民健康保険法第三条第一項の規定により被保険者について、この節の規定による事務を行ふものとする。

**第三十条** 第二十八条の規定により保険者から定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合には、その役員）若しくはその職員又はこれらの人であつた者は、その実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（健康診査等指針との調和）

**第三十一条** 第十八条第一項、第二十条、第二十

一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第二項、第二十七条第三項及び第四

（第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整）

（前期高齢者交付金）

3 第三十二条 支払基金は、各保険者（国民健康保険につきは、都道府県。以下この章において同じ。）に係る加入者の数に占める前期高齢者（六十歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて、七十十五歳に達する日の属する月以前であるものその他生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に對して、前期高齢者交付金を交付する。

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

（前期高齢者交付金の額）

3 第三十三条 前条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるとらその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額と同年度の確定前期高齢者交付金の額とする。たゞ、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるとらその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ことに算定される額とする。

（概算前期高齢者交付金）

**第三十四条** 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ 及びロに掲げる額の合計額

（1） 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

（2） 当該年度における当該保険者に係る第百九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額に算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。）

（3） 当該年度における概算調整対象基準額に対する前期高齢者である加入者の見込額を同年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

口 二 被用者保険等保険者以外の保険者 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

二 一 度 当該各号の調整対象給付費見込額は、当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額（各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額をいう。）の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に、厚生労働省令で定めたところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

二 二 度、当該各号に掲げる額を控除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定された額に、厚生労働省令で定めたところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とする。

一 一 当該保険者の給付（国民健康保険に附帯する健康保険法第五十三条规定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するもの

（健康保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条规定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するもの







不足する額について、同項の規定による通知とともに交付の方法その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者交付金があるときはこれに充當し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならない。

(前期高齢者納付金等の額の決定、通知等)

**第四十三条** 支払基金は、各年度につき、各保険者が納すべき前期高齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。

3 支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、その超える額について、未納の前期高齢者納付金等その他のこの章の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば返付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(督促及び滞納処分)  
**第四十四条** 支払基金は、保険者が、納付すべき期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。  
2 支払基金は、前項の規定により督促をするとときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。  
3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところ

により、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

**第四十五条** 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

ただし、督促に係る前期高齢者納付金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付のあつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 前期高齢者納付金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 前期高齢者納付金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

(納付の猶予)

**第四十六条** 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

(適用除外)

**第五十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

2 后期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

3 后期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

**第四十七条** 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

**第四十八条** (後期高齢者医療) 第一節 総則

2 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行つるものとする。

**第四十九条** (後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。) を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

(特別会計)

2 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者(第五十条第二号の認定を受けた者を除く。)が七十五歳に達したとき。

3 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

4 七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

5 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日若しくは第五十条第二号の状態に該当しなかつた日又は第五十一条第二号に掲げる者に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つた日から、その資格を喪失する。

(資格喪失の時期)

2 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者(第五十条第二号の認定を受けた者を除く。)が七十五歳に達したとき。

3 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

4 七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

5 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定するに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

**第五十四条** 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。

2 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定するに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

3 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わつて、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する援護

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知することができない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

**第五十二条** 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日又は前条各号のいずれかに該当しなかつた日から、その資格を取得する。

1 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者(第五十条第二号の認定を受けた者を除く。)が七十五歳に達したとき。

2 七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

3 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

4 七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

5 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定するに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

6 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

7 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定するに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

8 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

9 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定するに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

10 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

11 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

12 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

13 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

14 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

15 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

16 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

17 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

18 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

19 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

20 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

21 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。

に関する法律（平成六年法律第二百一十七号）により規定する一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる（被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対する被保険者証を交付する。

後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

前各項に規定するものほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。〔病院等に入院、入所又は人居中の被保険者の特例〕

第五十五条 次の各号において「入院等」という居（以下この条において「入院等」という。）

をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項に規定する從前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、「以上の病院等に継続して入院等をしていて病院等（以下この項において「現入院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていて病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前に入院等に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）においては、この限りでない。

二 病院又は診療所への入院

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三条号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十二条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

一 繼続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれが他の病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものと認めた他の後期高齢者医療広域連合（当該他の後期高齢者医療広域連合から継続して他の病院等に継続して入院等をしている二以上の病院等にのうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものと認めた他の後期高齢者医療広域連合（前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合及び当該被保険者に対する後期高齢者医療を行う後期高齢者医療広域連合に、必要な協力をしなければならない。）においては、この限りでない。

二 繼続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれが他の病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められるものと認めた他の後期高齢者医療広域連合（当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

三 第三節 後期高齢者医療給付

第一款 通則

（後期高齢者医療給付の種類）

第五十六条 被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十七条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。）

第五十八条 第二十二条の二 国民健康保険法第二百一十六条の二の規定による給付（以下この項において「従前住所地市町村」という。）

第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第二号の場合においては、六十五歳以上七十歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、第五十条の規定にかかるわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第二号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」といふ。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

二 厚生労働省令で定めるところにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態に有する旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

三 前条の規定は、前項の規定により従前住所地の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 第二款 通則

（後期高齢者医療給付の種類）

第五十九条 被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次に定める。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。）

第五十一条 第二十二条の二 国民健康保険法第二百一十六条の二の規定による給付（以下この項において「従前住所地市町村」という。）

第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第二号の場合においては、六十五歳以上七十歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、第五十条の規定にかかるわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第二号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」といふ。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。  
(不正利得の徴収等)

第五十九条 保険医療機関において他の不正の行為によつて後期高齢者医療給付を受けた者は、後期高齢者医療広域連合は、そのあるときは、後期高齢者医療給付の全額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第七十八条第一項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第八十一条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいふ。以下同じ。）が偽りその不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十七条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対する返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（文書の提出等）

**第六十条** 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（診療録の提出等）

**第六十一条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるとときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

3 第六十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(受給権の保護)

**第六十二条** 後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

**第六十三条** 租税その他の公課は、後期高齢者医療給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

**第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給**

**第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給**

(療養の給付)

**第六十四条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行ふ。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 处置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」

「食事療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)

一 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養(長期入院療養に限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養  
環境の形成である療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)

五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)

被保険者が第一項の給付を受けようとすると

きは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十一条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第八百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利⽤する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医

療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めることにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院(保険医療機関であるものに限る。)の開設者の意見書その他必要な書類添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。  
(保険医療機関等の責務)

**第六十五条** 保険医療機関等又は保険医等(健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

**第六十六条** 保険医療機関等は療養の給付に關係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りない。

(二) 部負擔金

(一部負担金)  
**第六十七条** 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合  
百分の十

二 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（次号に掲げる場合を除く。）百分の二十

三 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合百分の三十

保険医療機関等は、前項の一部負担金（第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができることを十円に切り上げるものとする。

**第六十八条** 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

**第六十九条** 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を探ることができる。

一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条各第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。  
(保険医療機関等の診療報酬)

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に関する費用の額の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用につき、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)に委託することができ

定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する旨二行つせよけ

7 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
（療養の給付に関する基準）

第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

（保険医療機関等の報告等）

第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十六条の七第二項及び第六十六条规定は、前項の規定による質問又は検査について、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に關し健康保険法第八十一条の規定による处分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に關し健康保険法第八十二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

## (健康保険法の準用)

**第七十三条** 健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について準用する。

## (入院時食事療養費)

**第七十四条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者（長期入院療養を受ける被保険者（次条第一項において「長期入院被保険者」という。）を除く。以下この条において同じ。）が、保険医療機関等（保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

## 2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を超過するとき、当該現に食事療養に要した費用の額から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における食事の提供に要する費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要する額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

## 3 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

## 4 保険医療機関等及び保険医等（保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。）は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

## 5 被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払べき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

## 6 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

## 7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用に

つき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

8 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

9 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (入院時生活療養費)

**第七十五条** 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対して、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要する費用の額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険

## 3

4 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6 第七十七条の規定は、保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

7 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘定する第七十四条第五項の場合において当該療養について第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、その額に第六十七條各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

## 4

8 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (入院時生活療養費)

**第七十五条** 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対して、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要する費用の額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険

## 5

6 第七十七条の規定は、保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

7 第七十七条の規定は、保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

8 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (保険外併用療養費)

**第七十六条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対する療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

3 保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、その額に第六十七條各号に定める基準により算定した費用の額）から、その額に第六十七條各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

## 4

5 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 第七十七条の規定は、保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

8 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (保険外併用療養費)

**第七十七条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対する療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

3 保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、その額に第六十七條各号に定める基準により算定した費用の額）から、その額に第六十七條各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

## 4

5 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 第七十七条の規定は、保険医療機関等及び保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

8 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの）及び選定療養、第二項第一号の規定による基準及び前に前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (保険外併用療養費)

費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

**第七十七条** 後期高齢者医療広域連合は、療養の  
(療養費)

給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」とい

う。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるとときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

資格確認等により被保険者であるとの確認を受けないで保険・医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合は、この限りでない。

疗養費の額は、当該疗養（食事疗養及び生活疗養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事疗養又は生活疗養について算定した費用の額から食事疗養標準負担額又は生活疗養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定め

前項の費用の額の算定については、疗養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第一項の規定を、入院時食事疗養費の支給を受けるべき場合には第七十四条第二項の規定を、入院時生活疗養費の支給を受けるべき場合には第七十五条第二項の規定を、保険外併用疗養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に疗養に要した費用の額を超えることができない。

## 第二日 訪問看護療養費の支給

## 第二目 訪問看護療養費の支給

(訪問看護療養費)

問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所に於ける居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をする（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

被保険者が指定訪問看護を受けるものとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資金格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき平均訪問看護費用額（指定訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乖離して得た額（療養の給付について第六十九条规定の各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限に於ける基準（指定訪問看護の取扱いに関する基準）に規定する指定訪問看護の事業の運営部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に關し健康保険法第九十五条の規定による处分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならぬい。

**第三百一十九条** 特別療養費の支給  
**第八十二条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者につて療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、被保険者に該当する特別療養費を支給する。

問  
け  
る  
者  
の  
中  
に  
は  
指定  
訪問  
看護  
事業者  
によ  
つて  
被  
保  
険  
者  
が  
受け  
た  
と  
きは  
、  
当  
該  
被  
保  
険  
者  
に  
対  
し  
、  
そ  
の  
療  
養  
に  
要  
した  
費  
用  
に  
つ  
い  
て  
、  
特  
別  
療  
養  
費  
を  
支  
給  
す  
る。  
健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条  
第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第  
二项

二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けたてて受けること

3 第一項に規定する場合において、当該被保険者が医療行為によって発生する費用のうち、特に療養費による療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

の間  
者に対し被保険者証が交付されているならば第  
七十七条第一項の規定が適用されることとなる  
ときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を  
支給することができる。

問 試験  
4 第一項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であるとの確認を受けないで保険・医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつた



<p>(国庫負担金の減額)</p> <p><b>第九十四条</b> 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。</p> <p>(調整交付金)</p>
<p><b>第九十五条</b> 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する。</p> <p>(都道府県の負担)</p>
<p><b>第九十六条</b> 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。</p> <p>(都道府県の負担金の減額)</p>
<p><b>第九十七条</b> 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国が第九十四条の規定により負担すべき額を減額したときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。</p> <p>(市町村の一般会計における負担)</p>
<p>2 市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>(市町村の特別会計への繰入れ等)</p>

<p>2 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であつた被保險者について、同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過するまでの間に限り、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p><b>第一百条</b> 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、負担対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額を加えて得た額(第二百二十一条第一項において「保険納付対象額」といいう。)については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者医療金をもつて充てる。</p> <p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>

<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p><b>第一百一条</b> 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合又は後期高齢者医療広域連合が支出すべき金額を減額することを命ずることができる。</p> <p>(後期高齢者交付金の減額)</p>
<p><b>第一百二条</b> 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合に對して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p><b>第一百三条</b> 都道府県から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額を加えて得た額(第二百二十一条第一項において「保険納付対象額」といいう。)については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者医療金をもつて充てる。</p> <p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>

<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p><b>第一百四条</b> 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第二百一十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第三項及び第二百一十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付金)</p>
<p><b>第一百五条</b> 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第二百一十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第三項及び第二百一十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付金)</p>
<p><b>第一百六条</b> 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p> <p>(保険料)</p>
<p><b>第一百七条</b> 市町村による第二百四条の保険料の徴収について、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者(政令で定める者を除く。)から老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、か</p>

つ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならぬ。

前項の老齢等年金給付は、国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれら年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

**第一百八条** 被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納付期)

**第一百九条** 普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定める。

(介護保険法の準用)

**第一百十条** 介護保険法(昭和三十四年法律第一号の二までの規定は、第二百七条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(保険料の減免等))

第二百十一条 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

#### (地方税法の準用)

**第一百十二条** 保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)については、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第九条、

第三十三条の一、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

(滞納処分)

**第一百十三条** 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二年法律第二百三十二条の三第三項に規定する法律)で定める歳入とする。

(保険料の徴収の委託)

**第一百十四条** 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、地方自治法(昭和二年法律第二百四十三条规定の二第一項の規定により指定する者に委託することができる。

(条例等への委任)

**第一百十五条** この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合において特定期間(平成二十一年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいいう。以下この項において同じ。)中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における事業に於ける用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 後期高齢者医療広域連合において特定期間(平成二十一年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいいう。以下この項において同じ。)中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額及び前項第二号の規定による都道府県からの借入金(以下この項において基金事業借入金)といいう。)の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めた額

二 実績保険料収納額 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額(以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という)、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額及び基金事業借入金の額を除く。

三 都道府県は、財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政

安定化基金に充てなければならない。

四 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

六 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

七 財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政

安定化基金に充てなければならない。

八 共同事業 第三款 特別高額医療費共同事業

共同事業」という。)を行うものとする。

九 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところによ

る。

十 交付する事業

十一 交付する事業

十二 交付する事業

十三 交付する事業

十四 交付する事業

十五 交付する事業

十六 交付する事業

十七 交付する事業

十八 交付する事業

十九 交付する事業

二十 交付する事業

二十一 交付する事業

二十二 交付する事業

二十三 交付する事業

二十四 交付する事業

二十五 交付する事業

二十六 交付する事業

二十七 交付する事業

二十八 交付する事業

二十九 交付する事業

三十 交付する事業

三十一 交付する事業

三十二 交付する事業

三十三 交付する事業

三十四 交付する事業

三十五 交付する事業

三十六 交付する事業

三十七 交付する事業

三十八 交付する事業

三十九 交付する事業

四十 交付する事業

四十一 交付する事業

四十二 交付する事業

四十三 交付する事業

四十四 交付する事業

四十五 交付する事業

四十六 交付する事業

四十七 交付する事業

四十八 交付する事業

四十九 交付する事業

五十 交付する事業

五十一 交付する事業

五十二 交付する事業

五十三 交付する事業

五十四 交付する事業

五十五 交付する事業

五十六 交付する事業

五十七 交付する事業

五十八 交付する事業

五十九 交付する事業

六十 交付する事業

六十ー 交付する事業

六十ニ 交付する事業





該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報をとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第二百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段者しくは前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第三項前段又は前項前段の規定により委託を受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

#### 第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

(審査委員会)

第二百二十六条 第七十条第四項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。

第二百二十七条 国民健康保険法第八十八条から第十九条までの規定は、後期高齢者医療診療報酬審査委員会について準用する。  
(国民健康保険法の準用)

第二百二十八条 後期高齢者医療給付に関する处分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分)

#### 第七節 審査請求

(審査請求)

第二百二十九条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。  
(国民健康保険法の準用)

分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十一条 後期高齢者医療審査会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

(高齢者保健事業等に関する援助等)

第二百三十二条 国保連合会及び指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るために、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業及び第二百五十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「高齢者保健事業等」という。)に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間(国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

#### 第九節 雜則

(都道府県の助言等)

第二百三十三条 都道府県は、後期高齢者医療連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

第二百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に對し、その法律を施行するため必要があると認めたときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

第二百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況(後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長(地方自治法第二百九十九条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会)次項において同じ。)が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。)を都道府県知事に報告しなければならない。

第二百三十六条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況を後期高齢者医療広域連合の長に報告しなければならない。

第二百三十七条 (戸籍に関する無料証明)

第二百三十七条 国及び地方公共団体は、前条の規定により国保連合会及び指定法人が行う事業を促進するため必要な助言・情報の提供その他(国及び地方公共団体の措置)

第二百三十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料による徴収金(市町村の世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定す

令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。  
(報告の徴収等)

第二百三十九条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百四十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百四十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百四十三条 市町村は、保険料の徴収に關して必要があると認めたときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

第二百四十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百四十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況(後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長(地方自治法第二百九十九条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会)次項において同じ。)が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。)を都道府県知事に報告しなければならない。

第二百四十六条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況を後期高齢者医療広域連合の長に報告しなければならない。

第二百四十七条 (戸籍に関する無料証明)

第二百四十七条 国及び地方公共団体は、前条の規定により国保連合会及び指定法人が行う事業を促進するため必要な助言・情報の提供その他(国及び地方公共団体の措置)

第二百四十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料による徴収金(市町村の世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定す

る)は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行ふことができる。

#### (資料の提供等)

第二百四十九条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関する必要があると認めたときは、被保険者の後期高齢者医療給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するため必要な事項、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第二百五十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料による徴収金(市町村の世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定す

る)は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の区域内外に住所を有する被保険者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二百五十二条 市町村は、保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれであつた者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。



を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徵し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しても、当該受託業務の範囲内に限る。

第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、支払基金につき高齢者医療制度関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、理事若しくは監事につき高齢者医療制度関係業務に関し同法第十一一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第一百五十三条 第一百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（審査請求）

2 国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により後期高齢者

並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

（議決権の特例）

**第二百五十六条** 国保連合会が前条の規定により行う業務（以下「高齢者医療関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特別の定めをすることができる。

（区分経理）

**第二百五十七条** 国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

**第七章 雜則**

（保険者協議会）

**第一百五十七条の二** 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織する。

前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

一 定特健診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の關係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

**四 都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析**

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

（研究開発の推進）

**第一百五十八条** 国は、高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発

並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

**（時効）**

**第一百五十九条** 保険料その他のこの法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

**（賦課決定の期間制限）**

**第一百六十条の一** 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にちつては、当該保険料を課することができる（こゝととなつた日とする。次項において同じ。）の羽目から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によって被保険者に関する医療保険各法（国民健康保険法を除く。）との間における適用関係の調整を要するこれが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかるわらず当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる（期間の計算）

**第一百六十二条の二** 厚生労働大臣、後期高齢者医療広域連合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の後期高齢者医療の事業又は当該事業（被保険者番号等の利用制限等

業に関連する事務の遂行のため被保険者番号（保険者番号）（厚生労働大臣が後期高齢者医療広域連合の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるもの）及び被保険者番号





支支基金の内寸率) 用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

**第九条の二 支払基金は 政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末までの間ににおいて、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」といふ。）に、つり第ニ条第一項の規定により**

保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）は、<sup>1</sup>二つ対象期間ごとに、付則第十二条

第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定

対象額」という)の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の内に要する費用についての補助金並び

に国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調

整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴

額は例の和子在勘定一、二指基金が國庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を國庫に納付しなければならぬ

い。厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金

が国庫に納付すべき額を定めることとする。ときには、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、国庫納付等算定

対象額の範囲内において、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徵収額に対する割合及び病床転換支援金等徵収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、病床転換支援金等徴収額から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控定

除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険については、町丁

(延滞金の割合の特例)  
第十三条の二 第四十五条规定第一項  
(第二百二十四)

**第十三條の一** 第四十五条第一項（延滞金の割合）

一四、五ハ、サンの書合に當分の間、同上。

の規定にかかるらず、各年の延滞税特例基準額の合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十  
六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例

基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二ペーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準

割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。  
(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の

### **第十三條の三 指定介護老人福祉施設（介護保険特例）**

老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと

る後其高齢者医療広域連合以外の後其高齢者医療広域連合をいう。の区域内に住所を有していいたと認められるものは、当該指定介護老人短

十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

第42条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域」とは、第42条の二第一項本文の指定を受けたものに限る。

場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第一の見守りがつづく、看護の費用は

者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設へつりきのまち高崎へつりきのまち高崎

この条において「変更前介護老人福祉施設」といふ。)を含む二以上の病院等(第五十五条第一項に規定する所を除く)。

いて同じ。)に継続して入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)をし、二皮不足者(白髪不育症者も含り)三個をもつて

ていが被保険者（三語要員後地図看用）が語人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設

に入所をする直前に入院等をしていった病院等（以下この項において「直前入院病院等」といいう。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一定の期間、同一の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「後期高齢者医療の被保険者とする。」）についても、この限りでない。

（一）特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

（二）継続して入院等をしていた二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（変更前に介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの（当該他の後期高齢者医療広域連合に継続して入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際に他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの）当該他の後期高齢者医療広域連合

（三）前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。（市町村の特別会計への繰入れ等の特例）

**(財政安定化基金の特例)**  
**第十四条** 都道府県は、当分の間、第一百六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。  
**(令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例)**  
**第十五条** 令和六年度及び令和七年度においては、第一百一十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

この法律は、公布の日から施行する。  
第三条 第二十二条（結核予防法附則第八項の改正規定を除く。）及び第二十八条の規定による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助を含む。以下同じ。）について適用し、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

適用し、昭和六十年度以前の年度の概算医療費拠出金の額の算定については、なお従前の例によつる。

第二昭和六十年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第四条 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の一分の七に相当する額

**第五条** 昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）に要する費用の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額

イ 一から〇に規定する加入者比率を空余

附 則	(昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
第一条	この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則	(昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄 (施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)
第六十三条	この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	(昭和六〇年五月一日法律第三四四号) 抄 (施行期日)
第一条	この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則	(昭和六一年五月八日法律第四六六号) 抄

同法第三章の次に一章を加える改正規定（同法第四十六条の人第五項から第七項までの規定に係る部分に限る。）並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条までで、第三十一条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（医療費に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

（医療費拠出金等に関する経過措置）

**第三条** 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について

保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすなはち「平均一人当たり老人医療費見込額」という。除く得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項第二号ロの政令を定めるに当たつては厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意旨を聽かなければならない。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第六十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (昭和六〇年五月一日法律第三四二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。（医療費拠出金等に関する経過措置）

**第三条** 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項

て厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額  
ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額  
前項第二号ロの政令を定めるに当たつては

額を越える部分として厚生省今まで定めると  
これにより算定される額（ハにおいて「調  
整対象外医療費額」という。）を除く。）の  
百分の八十に相当する額に昭和六十一年度  
に係る新老健法第五十六条第二項の確定加  
入者調整率を乗じて得た額  
ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に  
百分の八十を乗じて得た額  
昭和六十年度から昭和六十四年度まで  
に係る新老健法第五十六条第二項の確定加  
入者調整率を乗じて得た額

**第一条** この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
**附 則**（昭和六十一年五月八日法律第四六号）抄

**第三条** 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項ただし書き及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について

額に百分の八十を乗じて得た額  
前項第二号ロの政令を定めるに当たつては  
厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意旨  
を聴かなければならぬ。

**第六条** 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各

号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

市町村が当該各年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「老人医療費見込額」という。）に百分の十を乗じて得た額。

二 老人医療費見込額（当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の九十を乗じて得た額

前項第二号の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第七条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額（次号において「老人医療費額」という。）に百分の十を乗じて得た額

二　老人医療費額（当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「調整対象外医療費額」という。）を除く。）の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

**第九条** 第一号に掲げる額（以下この項において「概算拠出金相当額」という。）から第二号に掲げる額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十二年度の概算医療費拠出金の額は、附則第六条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

一 附則第六条の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十二年度の概算医療費拠出金の額に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十二年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（口において「昭和六十二年度老人医療費見込額」という。）にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の十に相当する額

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第一号の加入者按分率に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

ロ 次に掲げる額の合計額の十二分の二に相当する額

(1) 昭和六十二年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十二年度老人医療費見込額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額の平均額と

して厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）を除して得た率が、昭和六十二年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定めた率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（（3）において「調整対象外医療費見込額」（以下この号において「概算医療費見込額」という。）を除く。）の百分八十に相当する額に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

（3）当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になる」と見込まれるとあるのは「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」とあるのは「確定医療費拠出金」と、「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

（昭和六十一年度の拠出金の額の変更等）

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金

2 の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

**(老人保健施設の試行的実施)**

く。以下同じ。」の施行前に、第四条の規定による改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。

### (国会に対する報告) **第十三條** 厚生大臣は、第四条の規定の施行に際しては、前条の規定による老健施設と整備

する事業の試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告しなければならない。

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）  
、 第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定  
定 平成五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

**第二十一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十二条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成三年一〇月四日法律第八九抄)

**第一条** この法律は、平成四年一月一日から施行  
(施行期日)

年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関する検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

ハ十四条の一の改正規定並びに附則第十二条、第十四条及び第十五条の規定 公布の日

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加

える改正規定、同法第七条の改正規定（及び第四十六条の人第六項）を「第四十六条の二第三項、第四十六キの八第六項及び

**第十六條** 政府は、第四条の規定の施行後適當なものは、同号の一部負担金の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規

**附 則**（平成二年六月二九日法律第五八  
づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 号抄

**第一条** この法律は平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十一條第一項たゞし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの）をもつて政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受け取る第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分（及び第四十六条の二第九項）を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第十四条の二第十項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）を加える部分に限る。」、同法第五十二条の改正規定（並びに）を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれがある場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方に於いて総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

前項に規定するものほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目次の踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討が加えられるべきものとする。

政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、老人が老人保健法第二

十五条第三項に規定する保険医療機関等及び同法第六条第四項に規定する老人保健施設について受ける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五条の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要

**第四条** 政府は、病院又は診療所において行われる付添看護その他の看護に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一體的な管理の下に適切に受けることができるよう、必要な施策の推進等を置くものとする。  
（（一部負担金に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成五年三月三十一日までの間は、

新老健法第二十八条第一項第一号中「千円（次  
条第一項の規定により当該一部負担金の額が改

定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。」とあるのは「上回り」、「同項第二号」「二百四百六十万」

「九百円」と同項第一号中「七百円」(次第第三項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後当該一部負担金の額とする。)とあるのは「六

**第六条** 「百円」とする。  
(医療費に関する経過措置)

は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定に

2 よる医療費の額については、なお従前の例による。  
2 一施行日は、平成五十三年三月三十一日午後二時三十分間。

2 旅行日から平成五年三月三十一日までの間に  
行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る新老  
健法の規定による医療費の額については、新老



おいても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。

(老人保健施設に関する経過措置)

**第十三条** 旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十五条** この法律の施行前に規定するもの(その他の経過措置の政令への委任)のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成四年三月三一日法律第七)

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第二条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ一を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項(「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る)及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く)、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

**第二十条** この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める)の施行がされた不利益処分に関する経過措置

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

## 附 則 (平成五年一一月一二日法律第八)

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**第二十条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)  
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成六年六月二九日法律第五六)

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定

二略  
三 第四条中老人保健法第四十一条に一項を加える改正規定、同法第四十六条の八第四項の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)とする。  
(入院時食事療養費に関する規定の施行前の準備)

**第二十三条** 厚生大臣は、新老健法第三十二条第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会に諮問することができる。この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会からの答申とみなす。

2 厚生大臣は、新老健法第三十二条の二第二項に規定する基準並びに同条第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に係る基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聽くことができる。  
(事業費拠出金等に関する規定の施行前の準備)

**第二十四条** 厚生大臣は、新老健法附則第三条第一項の政令を定めようとするとき、及び新老健法附則第四条第一項の政令を定めようとするとき、施行日前において老人保健審議会の意見を聽くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。

2 (老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例)

**第二十五条** 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徵収が行われる場合における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第三条第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

2 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徵収が行われる場合における地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、同法第一百三十三条第一項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

2 新老健法第三十二条の二第二項に規定する標準負担額は、同項の規定にかかるわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同項の厚生省)

(罰則に関する経過措置)  
第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(検討)

**第六十六条** 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関する検討が加えられるべきものとする。

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任)この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(又は保健所を設置する市)を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)  
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
**第十四条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十五条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(交付金に関する経過措置)  
第四條 削除

(第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)  
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十五条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(第六条の例による。  
加入者調整率に関する特例)

(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)  
第六条 平成六年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

(加入者調整率に関する特例)

(平成七年度以前の年度の概算医療費拠出金の例による。  
第七条 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十二」を超えるときは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「第一項第一号イ及び前項」とあるのは「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法は「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法

第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の一・十二を超えるときは百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)  
**第八条** 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(第二号中「千二百円(次条第二項の規定により五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下の項及び次条第三項において同じ。)」とあるのは「各医療保険の運営の状況等を勘案し、年の二十四以上百分の二十六以下において各年度ごとに政令で定める割合をいう。以下この項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される次条第三項において同じ。」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「前項」とあるのは「国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される前項」とし、平成八年度及び平成九年度の新老健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・四」とする。

(第二号中「一千二百円(次条第二項の規定により二十八条第一項の規定の適用については、同項の規定により読み替えて適用される次条第三項において同じ。)とあるのは、施行日から平成十年三月三十一日までの間は「一千円」と、同年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「千百円」とする。)

(第三条の規定による改正前の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(第六条の例による。  
加入者調整率に関する特例)

(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)  
第六条 平成六年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

(加入者調整率に関する特例)

(平成七年度以前の年度の概算医療費拠出金の例による。  
第七条 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「第一項第一号イ及び前項」とあるのは「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法は「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法

附 則 (平成九年六月二〇日法律第四号)抄

(施行期日等)  
**第一条** この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)  
**第八条** 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(第二号中「一千二百円(次条第二項の規定により二十八条第一項の規定の適用については、同項の規定により読み替えて適用される次条第三項において同じ。)とあるのは、施行日から平成十年三月三十一日までの間は「一千円」と、同年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「千百円」とする。)

(第三条の規定による改正前の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(第六条の例による。  
経過措置)

(平成九年五月九日法律第四八号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(第六条の例による。  
加入者調整率に関する特例)

(平成九年五月九日法律第四八号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

成八年四月から九月までの半期に係るものと除く。)から適用する。

#### 附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中国民健康保険法第二十七条及び第六十五条第三項の改正規定並びに第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)

第二条 第一条中国民健康保険法附則第六項及び第七項の改正規定並びに同法附則に四項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設、同法第二十五条第三項に規定する保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者が附則第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払われた医療又は入院時食事療養費、特定(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成十年度の概算医療費拠出金の額は、老人保健法第五十五条第一項及び第三条の規定による改正後の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「新平成七年改正法」という。)一部改正に伴う経過措置)

附則第八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 第三条の規定による改正前の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。)の規定に基づき平成十七年改正法による改正の額として算定された額に、平成十年四月からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

二 新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の概算医療費拠出金の額とされる額に相当する額に、施行日の属する月の翌月から平成十一年三月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

三 新平成七年改正法附則第八条第五項の規定にかかるわらば、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

四とすると。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

(平成十年度の拠出金の額の変更等)

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の八において準用する場合を含む。)の規定により、平成十年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

四とすると。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものと定められる。

二 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの規定により國又は地方公共団体の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの規定により國又は地方公共団体の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

三 不服申立てに関する経過措置

一 前項第一号の平成十年改正前確定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上十六条の五の三において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらば、なお從前の例による。

二 第二条の規定による改正後の老人保健法第四十二条第三項(同法第四十六条の五及び第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらば、なほ従前の例による。

三 国民健康保険法等の一部を改正する法律の一項に規定する同法第二十条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合(その割合が旧平成七年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・

二 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

三 前項の場合は、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定により処理する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁が行政不服審査法の規定により処理す





(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

一人当たりの老人医療費の動向、旧老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等（同項に規定する七十歳以上の加入者等をいう。）の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算特別調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

て得た額を超える部分として厚生労働省会で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。) を控除して得た額に施行日以後概算加入者調整率を乗じて得た額

二 口 施行日以後調整対象外医療費見込額

二 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額

第一項第二号の二施行日以後負担額を算定する場合

控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。

施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、施行

した一の保険者に保有する七十歳以上の  
加入者等に対する施行日以後に行われた  
医療等に要する費用の額をいう。(以下この  
の条において同じ。)に、一から施行日  
以後特定費用確定率を控除して得た率を  
乗じて得た額の百分の六十六に相当する  
額と、施行日以後老人医療費額に施行日  
以後特定費用確定率を乗じて得た額との

に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の見込数の割合(その割合が当該期間における下限割合(新老健法第五十五条第二項の政令で定める割合)をいう。次条第五項、附則第十六条第二項及び第七項並びに附則第十七条第二項及び第六項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額を控除して得た額)に施行日以後概算負担調整加算率(すべての施行日以後概算負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象見込額の総額をすべての保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後概算負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)と乗じて算出する。

(ii) 金相当額

(i) 施行日前特別調整前確定医療費拠出額

(2) 特別調整基準率を乗じて得た額

次に掲げる額の合計額に前条第三項の  
おいて同じ)の十分の七に相当する額  
に要する費用の額をいう。以下この条の  
者等に対する施行日前に行われた医療等  
した一の保険者は保有七十歳以上の加入  
成十四年度における額のうち施行日前  
当該保険者の給付に要する費用の平均

(i) 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

口 施行日以後確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整額との合計額

一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。）に、一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額から施行日以後調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者（一）の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医

概算率は、施行日以後平成十五年三月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等の見込総数に対する新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の見込総数の割合及び同項各号に掲げる割合を勘案し、厚生労働大臣が定める率とする。

第一項第二号イ(2)の施行日以後負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び施行日以後概算負

二 口 施行日前確定特別調整基準超過保険者以外の保険者 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

イ 次の又は口に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる額

イ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者（施行日以後確定加入者調整率が一を超える保険者のうち 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる

は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十四年四月一日以後施行日前の期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者

担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とす

額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同

3

第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。  
一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額か

第一項第一号イの施行日前特別調整額は、当該保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額（施行日前確定特別調整基準超過保険者にあっては、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額を控除して得た額）に施行日前確定特別調整加算率（すべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を控除して得た額を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第二号イの施行日以後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

---

6

第一次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。」）

乗じて得た額とする。

乗じて得た額を乗じて得た額を超過する部分として  
厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。(口において同じ。)を控除して得た額に施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額

口 施行日以後調整対象外医療費額

二 後特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額(施行日以後確定負担調整額)と準超過保険者にあつては、施行日以後負担調整額から施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整額を控除して得た額)に施行日以後確定負担調整加算率(すべての施行日以後確定負担調整額に対する施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて

8

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上との加入者等に対する平成十五年十月一日に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。(以下この条において同じ。))に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額

(iii) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額

(i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から後期特定費用概算率を控除して得た額を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額に後期特定費用概算率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に後期負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 後期負担調整前概算医療費拠出金相成十五年度における見込額のうち平成当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成当額

<p>(1) 次に掲げる額の合計額</p> <p>(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から六十六に相当する額</p> <p>(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額（後期特定費用概算率を乗じて得た額）</p> <p>(iii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。（ロにおいて同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額</p>
<p>(2) 次に掲げる額の合計額</p> <p>(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相成額を乗じて得た額</p> <p>(ii) 後期負担調整前概算医療費拠出金相成額を乗じて得た額</p> <p>(iii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。（ロにおいて同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額</p>
<p>(1) 次に掲げる額の合計額</p> <p>(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から六十六に相当する額</p> <p>(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額（後期特定費用概算率を乗じて得た額）</p> <p>(iii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。（ロにおいて同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額</p>
<p>(2) 次に掲げる額の合計額</p> <p>(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相成額を乗じて得た額</p> <p>(ii) 後期負担調整前概算医療費拠出金相成額を乗じて得た額</p> <p>(iii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。（ロにおいて同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額</p>



二 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と前期負担調整額との合計額

イ 二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イイ 後期確定負担調整基準超過保険者（後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整整対象額（後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第八項において同じ。）を控除して得た額と、後期負担調整額との合計額

（1） 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る後期老人医療費額（市町村が平成十五年度において支弁したの保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をい。以下この条において同じ。）に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額に次に掲げる額の合計額に前条第十一項の後期負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額

ロ 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額

第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該

3 第一項第一号イの前期負担調整前確定医療費拠出金相当額を基礎として保険者ごとに算定される率とする。  
第一次に掲げる額の合計額（次号において「前期調整後老人医療費額」という。）に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額とする。

イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から前期調整対象外医療費額（当該保険者が確定前期基準超過保険者（一）の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、前期確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 前期調整対象外医療費額

二 前期調整後老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額

4 第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額（前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整基準超過保険者があつては、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額を控除して得た額）に前期確定負担調整加算率（すべての前期確定負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イ(1)(i)の前期特定費用確定率は、各保険者に係る前期特定費用額(市町村が平成十五年度において支弁した)の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る前期老人医療費額で除して得た率とする。

6 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を該当期間における該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

7 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「後期調整後老人医療費額」という。)に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から後期調整対象外医療費額(当該保険者が確定後期基準超過保険者(一)の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イにおいて「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額が、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に、後期確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

度		度		度		度		度		度	
平成十七年				平成十六年		平成十五年十		平成十六年十		平成十五年十一	
月一日	月一日										
平成十五年四	百分の六十二	百分の五十四	百分の五十八	平成十七年四	平成十七年十	平成十五年三	平成十七年三	平成十六年四	平成十六年四	平成十五年四	百分の六十二
月一日	百分の六十六	百分の六十六	百分の六十六	月一日	月一日	月三十一日	月三十一日	月一日	月一日	月一日	月一日



(施行期日)  
第一條 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二项、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十五条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第一百四十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二

十年十月一日

六 第十五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第一百三十六条、第一百十一条、第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という)。

第一条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
2 高齢者医療確保法による高齢者医療制度について、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関する検討が加えられ、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十二条 第六条又は第七条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療等について、それは、それぞれなお従前の例による。

第三十三条 厚生労働大臣は、第六条の規定による改正後の老人保健法第十七条第二項第三号及び第四号の定め(同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く)、同法第三十一條の二の第二項及び第四項の基準並びに同法第三十一条の三第二項第一号及び第三項の基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。

2 厚生労働大臣は、高齢者医療確保法第六十四条第二項第三号及び第四号の定め(同項第三号の定めのうち高度の医療技術に関するものを除く)、高齢者医療確保法第七十一条第一項の基準、高齢者医療確保法第七十四条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十五条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十一条第二項第一号及び第三項の基準並びに高齢者医療確保法第七十八条第四項及び第七十九条第一項の基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る)を定めようとするときは、第七条の規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。

第三十四条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、高齢者医療確保法第八条第一項の医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九条第一項の都道府県医療費適正化計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長又は関係市町村(特別区を含む)との協議その他必要な準備行為をすることができる。

厚生労働大臣及び保険者は、高齢者医療確保法第十八条第一項の特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九条第一項の特定健診検査等実施計画の作成のため、第七条の規定の施行の日前においても、関係行政機関の長との協議その他の必要な準備行為をすることができる。

第三十五条 都道府県及び市町村は、第七条の規定の施行の日前においても、後期高齢者医療の実施に必要な準備行為をすることができること。

第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村(この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。)は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入するものとす。

2 平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入していない現存市町村以外の市町村は、同日後速やかに同項の広域連合に加入するものとする。

第三十七条 第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の老人保健法(以下「平成二十年四月改正前老健法」という。)第二十五条の二の規定による市町村長に対する届出(高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。)は、高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定によりされた後期高齢者医療広域連合に対する届出とみなす。

2 第七条の規定の施行の際現に受けている平成二十年四月改正前老健法第二十五条第一項第二号の規定による市町村長の認定(高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。)は、高齢者医療確保法第五十条第二号の規定により後期高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定によりされた後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなす。

第三十八条 第七条の規定の施行の日前に平成二十年四月改正前老健法の規定により行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等に要する費用(以下この条において「平成二十年四月前」の医療等に要する費用)とて「平成二十年四月前」の医療等に要する費用(以下この条において「平成二十一年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びに負担並びにこれらに係る事務の執行に要する費用(社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下この項において「支払基金」という。)の事務に係るものに限る。))については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

3 平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百四十三条第一項第二号に規定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

4 平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定する特別の会計に所属するものとする。

第三十九条 市町村は、第七条の規定の施行後三年間は、附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十条の二 第二十六条第一項の規定の施行の際に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の規定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改

正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船

員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十二条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行なわれた指定介護療養施設サービスに係る保険給付についてには、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

**第三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなれど前条によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下こ

の条において同じ。)の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後はそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一九年四月二三日法律第三一六号) 抄**

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十八条まで、第一百二十条、第一百二十一、第一百二十三、第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

**（罰則に関する経過措置）**

**第一百四十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第一百四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

（処分、申請等に関する経過措置）

**第七十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対ししてされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、この法律の施行

3 後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

4 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。  
(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。



(調整規定)

**(調整規定)** 第十三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の日のいずれか遅い日

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
規定期によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。  
当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日  
**附 則** (平成二四年八月二二日法律第六二号) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日  
二 及び三 略  
**四 第一条の規定** (前号に掲げる改正規定を除く。) 第三条中厚生年金保険法第二十一条第3項の改正規定、同法第二十三条の2第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の3、第五十二条第三項及び第八十一条の2の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の3、第五十二条第三項及び第八十一条の2の改正規定、同法

第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、  
五百九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、  
同法附則第四条の二、第四条の三第一項、  
第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、  
同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項  
第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改  
正規定、第十条中国家公務員共済組合法第  
十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条  
の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、  
国民年金等改正法附則第十九条第二項の改  
正規定、第十条中国家公務員共済組合法第  
二条第九项及び第十二条の四の二の改正規定  
並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、  
同法第百六十六条第一項及び第一百四十四条の十  
二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附  
則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済組合法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二  
二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改  
正規定（附則第七条第一項）を「附則第九  
条第一項」に改める部分を除く。）及び協定  
実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二  
十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除  
く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げ  
る改正規定を除く。）並びに次条第一項並び  
に附則第四条から第七条まで、第九条から第  
十二条まで、第十八条から第二十条まで、第  
二十二条から第三十四条まで、第三十七条か  
ら第三十九条まで、第四十二条、第四十三条  
条、第四十四条、第四十七条から第五十条ま  
で、第六十一条、第六十四条から第六十六条  
まで及び第七十条の規定（公布の日から起算  
して二年を超えない範囲内において政令で定  
める日

を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日

(検討等)

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第二条の二** 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第五十一条** 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。) 第三条の規定による改正前の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法第百二十三条の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者交付金の七までにおいて同じ。) に係る高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。) の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者交付金の七までにおいて同じ。) に係る高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。) の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者交付金の七までにおいて同じ。)

**第五十一条の二** 平成二十八年度の被用者保険等  
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概  
算前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法  
第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項  
の規定にかかるわらず、これらの規定により算定  
される額の十二分の六に相当する額と同年度に  
おいて国保法等一部改正法第十条の規定による  
改正前の高齢者医療確保法（附則第六十条第二  
項において「平成二十九年改正前高齢者医療確  
保法」という。）第三十九条第一項及び附則第  
三十四条第一項及び第二十七条の規定による  
改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齡  
者医療確保法」という。）附則第十三条の六第  
一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算  
定される額の十二分の六に相当する額と同年度  
において第二十七条の規定による改正前の高齢  
者医療確保法（以下「改正前高齢者医療確保  
法」という。）附則第十三条の六の規定により  
算定されることとなる額の十二分の六に相当す  
る額との合計額とする。

第十三条の九第一項の規定を適用するとしたならばこれらの規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

**第五十一条の六** 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法第一百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

**第五十二条の七** 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法第一百二十一条第一項第一号及び附則第十四条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十四条の十一第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

**第五十三条の八** 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

**第五十四条の九** 平成二十八年度における健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法第二百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六及び第十三条の八の規定を適用するとしたならば健康保険法

第一条

抄  
（平成二四年九月五日法律第七二）

第一百六十

この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
条並びに附則第三条、第二十八条、第一百零九条及び第一百六十条の規定  
他の経過措置の政令への委任

三 附

則 (平成二四年八月二二日法律第六号) 少

二〇

五条の規定により読み替えられた同法第三条第二項の規定により算定されること。額の十二分の六に相当する額との合計額。

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘査し、基礎

**第五十一条の二** 平成二十八年度の被用者保険等  
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概  
算前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法  
第三十四条第一項及び第二十七条の規定による  
改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齢  
者医療確保法」という。）附則第十三条の六第一  
項の規定にかかわらず、同項の規定により算  
定される額の十二分の六に相当する額と同年度  
において第二十七条の規定による改正前の高齢  
者医療確保法（以下「改正前高齢者医療確保  
法」という。）附則第十三条の六の規定により  
算定されることとなる額の十二分の六に相当す  
る。

第十五条の九第一項の規定を適用するとしたならばこれらの規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

**第五十一条の六** 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法第一百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

**第五十一条の七** 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確

第五十一

第五条及び第二十五条の規定による改正後第五条及び第二十五条の規定による改正後第五条の規定により読み取られた健康保険法百五十三条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六とする額との合計額とする。

定、第一百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の次に「一条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百九十条まで、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二条号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第二項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

## 法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの）

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

施行する  
附 則（平成二六年六月一三日法律第六  
九号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）  
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に

ついての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定め

がある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経て後でなければ訴えを提起できない

他の行為を経た後でなければ請求を提起できませんこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起について、これらを列挙する。

起については、なお従前の例による。  
この法律の規定による改正前の法律の規定  
(前条の規定によりなる)従前の例によることと

(前条の規定に付すが非徒刑の併用する事とされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の

規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

を提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五项、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第一項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章

中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条规定の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条规定第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条规定、第百二十八条、第百四十四条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二第一条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項など書の文正規定並びに同法付則に一条を

がたし書の改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定（第十八条の規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条规定第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第六项」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

**第二条** 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力

区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

**第三十七条** 新高齢者医療確保法第百六十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

正規定（居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正  
に伴う経過措置)

型通所介護」を加える部分に限る)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(同法第八条第二十四項)を「同条第二十五項」に改める部分に限る)並びに同法附則第二条及び第三十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項のただし書きを除く)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法第十四条第一項第二句)に規定する

定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについて

保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百六条の二第一項第六号の改正規定（同法第八条第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（規定する通所介護）の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着

4 の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第三十五条** 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定

**第三十八条** 新高齢者医療確保法附則第十三条の五の六の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項（同法第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴いそれぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第五条の則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の一の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附

則第十六条、第十七条、第十九条、第二十二条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定 平成二十九年四月一日

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二十四条** 国は、第二号施行日以後、速やかに、第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「第二号改正後高確法」という。)に基づく全国医療費適正化計画(以下「新全国計画」という。)を定めるものとする。

2 第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次条第二項において「第二号改正前高確法」という。)に基づく全国医療費適正化計画(次項において「旧全国計画」という。)は、新全国計画が定められるまでの間、新全国計画とみなす。

3 前項の規定により新全国計画とみなされた旧全国計画については、第二号改正後高確法第八条(第二項及び第三項を除く。)、第十一条第六項から第八項まで、第十二条第三項及び第四項、第十四条並びに第十五条の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、新全国計画が定められた日の前日を旧全国計画の期間の終了の日とみなす。

4 第二号施行日以後最初に定められる新全国計画に対する第二号改正後高確法第八条第一項の規定の適用については、同項中「六年ごとに、六年を一期として、」とあるのは、「令和六年三月三十一日までを計画期間とする」とする。

**第二十五条** 都道府県は、第二号施行日以後、速やかに、第二号改正後高確法に基づく都道府県



支援金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の規定にかかるわらず、同年度の概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域内に属する市町村に係る概算後期高齢者支援金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域内に属する市町村に係る確定後期高齢者支援金の額（当該市町村に同法第百二十二条第一項第二号の規定を適用するとしたならば、同号の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定

平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

平成三十一年度の都道府県に係る前期高齢者納付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の規定にかかるわらず、同年度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域に属する市町村概算前期高齢者納付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者納付金の額（当該市町村に同法第三十九条第一項の規定を適用するしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額」という。）を超えるときは、

八四四号抄  
施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定  
める日から施行する。

一 略

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則（平成二十九年六月一日法律第四五  
号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行  
する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、  
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

後期高齢者支援金合計額」という。)を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とそとの満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

**第三十二条** 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

(令和元年五月二日法律第九)  
附則  
（施行期日）抄  
第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国国民健康保険法第八十九条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定

公布の日

規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。	
附 則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日 (検討)
第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (罰則)の適用に関する経過措置	この法律（附則第一条各号に掲げる

及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く)及び附則第九条の規定(地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

第二条中健康保険法第一百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定 第五条中

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号

二二 略  
三  
改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十二条の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第一百十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百十七条第三項第六号の改正規定を除く。)並びに第十四条中船員保険法第一百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和一年十月一日

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定

令和四年四月一日 檢討)

卷三

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他)の経過措置の政令への委任)

**第十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（施行期日）  
号) 抄  
附 則 (令和二年三月三一日法律第八

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の規定  
第二項の改正規定並びに第十三条の規定  
令和四年四月一日

二一 次に掲げる規定 令和三年一月一日  
イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法万円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定に関する経過措置)

（政令への委任）  
**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則  
（令和二年三月三一日法律第一四二号）抄

**第一条** この法律は令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一回 封印依附法の第一条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削除する改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法第四条、第五条、第十一条

正規化第一回に附記する。第三回  
条及び第十一条、第二条第一項の改正規定並びに  
附則第十条、第二十六条及び第二十八条から  
第三十二条までの規定 公布の日

二二 略  
三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第

二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに

第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

**第三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和二年六月一二日法律第五二号）  
（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む）及び第十四条（見出しを含む）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む）及び第十二条（見出しを含む）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定、公布の日各号に定める日から施行する。

**附 則**（令和三年五月一九日法律第三七二号）  
（施行期日）

第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

二から六まで

略

七

第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の改正規定及び同法第三十条の十五第三項等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一

条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第一百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。)を除く。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条(主民まゝ不長民を除く。)

二十九条第二十九条(召募基本合規制法第二十九条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に關する法律第三十一条の改正規定)(同上)

(条例を含む)」を削る部分に限る)に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定(公布の日から算し、二年を超えない範囲内に於て、各見三つまで、文書でさ

（罰則に関する経過措置）  
第七十一条 こう去律（付則第一条各号）に掲げる  
る日  
し範囲内において各規定は引き  
政令で定

**第七十一条** この法律（附則第一条第一項に掲げる規定に依る場合は、当該規定の規定に依る）の施行前に既にした行行為及びこの附則の規定によりなお差前の例によることとさざれる場合のときは、

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七十二条** (政令への委任)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関するもの)

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第一条** この法律は、令和四年一月一日から施行（施行期日）。

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律  
第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定並びに附則第七条の規定 令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間ににおいて政令で定める日

五 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十三条の十第二項及び第二百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第二百五十三条の三第二項及び第二百五十三条の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第二百五十四条の二第二項及び第二百五十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第二百四十四条の三第三項及び第二百四十四条の三第四項の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条の改正規定、公布の日から起算し

**第一条** この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定

て三年を超えない範囲内において政令で定め  
る日

**二条** 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築す  
(検討)

（政令への委任）  
新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項において「旧高確法」という。）の規定による後期高齢者医療給付については、それぞれなお從前の例によることとする。  
（政令への委任）  
新高確法第三十二条の規定は、附則第三条から第十条まで、第十二  
条、第十四条及び第十六条に規定するもののかか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、  
政令で定める。

て三年を超えない範囲内において政令で定め  
る日

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
附則（令和四年六月二二日法律第七六

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされてゐる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前に従前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。  
(命令の効力に関する経過措置)

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二

<p>第一 条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 第五百九条の規定</p> <p>附 則（令和四年六月二二日法律第七六一）</p> <p>（施行期日）</p> <p>号）抄</p>	<p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（处分等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（「これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。</p>
---	---

条第一項の省令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

（検討）

ス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である。ものに限る。（以下同じ。）の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)  
第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一  
号）抄  
（施行期日）

六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同法第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五項、第七项及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定 公布の日

六 第一条中健康保険法第二百五十五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十三条の十二第二項の改正規定、第四条中国民健保険法第二百一十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百四十四条の二第二項の改正規定、附則第二十一一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百四十四条の三十三第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第二項の規定（次文又は付則第一項に規定する事項を除く。）

(検討)（第二条）公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二　政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同

じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次項及び第六項において「旧高確法」という。)附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定、附則第二十二条の規定(附則第六号に掲げる改正規定を除く。)による改正前的地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的説替えその他これららの規定

5 に關し必要な事項は政令で定める。  
令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第四百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等」の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）

による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第八条第一号施行日から令和六年三月三十日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。第八条第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

**第九条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例によることとする。**

**第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。**

**第十二条 新高確法第一百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。**

**第十三条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）**

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日  
イ 各

口 第二条、第三条、第八条、第十四条及び  
第十五条の規定

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（多くの規定によつて定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画）をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高齢法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正  
に伴う経過措置)

**第十九条** 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の施行

**第一回** 新高齢者法第百三十条第三項の規定に依る  
和六年度以後の各年度における支払基金に対する  
交付の額について適用し、令和五年度以前の  
各年度における支払基金に対する交付の額につ  
いては、なお従前の例による。

**第十二条** 新高齢者法第二項の規定は、令和  
六年度以後の各年度における後期高齢者負担率  
について適用し、令和五年度以前の各年度にお  
ける後期高齢者負担率については、なお従前の  
例による。

**第十三条** 本基盤は、施行日前に置いて、所

**第二十一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第十八条** 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。